

角田市の高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限区域の解除等について

令和8年3月26日（木）に角田市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、移動制限区域内（※1）の養鶏場を対象とした清浄性確認検査及び搬出制限区域内（※2）の養鶏場を対象とした搬出制限区域解除検査を実施し、陰性が確認されました。

このことから、農林水産省と協議し、令和8年4月9日（木）午前0時に、搬出制限区域を解除します（別添図1：参照）。併せて、消毒ポイントの一部を廃止します。

※1 移動制限区域：発生農場を中心とした半径3km以内の区域

※2 搬出制限区域：発生農場を中心とした半径3km以内の区域（移動制限区域）に外接する半径10km以内の区域

1 清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査の結果

- (1) 対象農場：移動制限区域内及び搬出制限区域内の養鶏場7農場
- (2) 検査結果：陰性

2 搬出制限区域の解除

- (1) 解除の日時：令和8年4月9日（木）午前0時
- (2) 対象農場：搬出制限区域内の養鶏場9農場

3 消毒ポイントの一部廃止

- (1) 搬出制限区域の解除に伴い、廃止される消毒ポイント（2か所）
 - ①国道349交差点
丸森町館矢間館山直洲地内
 - ②五間堀排水機場
柴田町下名生大畑172
- (2) 今後も継続する消毒ポイント（1か所）
 - ①JA仙南角田農機センター
角田市佐倉字宮谷地2

4 今後の予定

解除された搬出制限区域は監視強化区域へ移行し、区域内の養鶏場の監視を継続します。また、令和8年4月19日（日）午前0時に移動制限区域を解除し、すべての消毒ポイントを廃止します。

5 報道機関へのお願い

家きん農場での取材は、家畜伝染病の予防の観点から、厳に慎むようお願いいたします。

6 その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
- (2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

(別添図1) 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域におけるスケジュール

移動制限区域: 以下の①～⑤の物品について、農場からの持ち出し及び区域内への持ち込みが制限される区域

搬出制限区域: 以下の①～⑤の物品について、区域外への持ち出しが制限される区域

監視強化区域: 以下の①～⑤の物品について、持ち出しの制限はないが、監視を強化

① 生きた家きん ② 卵 ③ 死体 ④ 排せつ物 ⑤ 敷料等

※ ①～⑤の一部については、清浄性等が確認された農場であれば、動物衛生課が病原体拡散防止措置が十分講じられることを確認した上で農場ごとに出荷が可能となる。

